津波伝承まちづくり ガイドライン 参考資料

平成 24 年 9 月 岩手県 復興局

《目次》

Ι	津波伝承まちづくりガイドラインの参考資料	. 1
1	「三陸に住み続ける」ために・・・	. 2
	(1)「コンパクトなまちをつくる」	
	(2)「まちを便利にする」	. 6
	(3)「まちに集う」	10
2	「記憶を継承する」ために・・・	14
	(1)「逃げることを忘れない」	14
	(2)「津波を忘れない」	18
3	「魅力を守り育てる」ために・・・	22
4	「みんなで前に進む」ために・・・	28
Π	これまでに発表された国・県の各種計画・技術指針等	33
1	国の復興に係る基本方針等の概要	35
	(1) 『復興への提言~悲惨の中からの希望~』	
	(2)『東日本大震災からの復興の基本方針』	
	(3)『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告』	
2		
	(1)『復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方』	
	(2)『歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方』	
	(3)『東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針』	
	(4)『津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について』	39
	(5)『東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ	形
	成に関するガイドライン』	40
	(6)『迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方』	40
3	岩手県の各種計画の概要	41
	(1) 『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画』(平成23年8月11日)	41
	(2)『岩手県民計画』(平成 21 年 12 月)	42
	(3)『岩手県景観計画』(平成 22 年 10 月 15 日制定、平成 23 年 9 月 13 日変更)	43
4	参考にすべき技術指針・ガイドライン等一覧	44
	(1)「三陸に住み続ける」ために参考にすべき資料	44
	(2)「記憶を継承する」ために参考にすべき資料	45
	(3)「魅力を守り続ける」ために参考にすべき資料	46

Ι

津波伝承まちづくりガイドライン の参考資料

(1)「コンパクトなまちをつくる」

① 「まちを広げすぎない」

【基本的な考え方】

- ・復興を進めるにあたっては、住民、特に被災者の要望を優先することが重要ですが、同時 に、長期的な展望と洞察に基づく現実的なまちづくりを計画することが求められます。
- ・本県の沿岸市町村は、東日本大震災の前から、人口減少や高齢化が既に顕在化していた地域であり、復興により人口が回復した後も、こうした傾向に立ち戻る恐れがあります。このため、過大な市街地の維持が地域にとって重荷とならないよう、また、荒廃した未利用地を大量に生み出さないよう、被災しなかった市街地との関係を踏まえた上で、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指すことが重要となります。
- ・また、住民の生活や企業の活動に必要な機能をコンパクトに集約することにより、地域の 復興意欲を集中させ、復興まちづくりの原動力を引き出す効果も期待されます。
- ・持続可能でコンパクトなまちづくりは、これからの我が国全ての都市が避けて通れない課題です。復興を通じて都市構造を大幅に見直すことができるこの機会を活かし、未来にわたって活力と魅力にあふれたまちを創り出す視点を持つことが重要です。

【計画上の留意点】

○維持管理が必要となる公共ストックの把握

→復興交付金により整備した社会基盤施設は、今後自治体が維持・管理費用を負担しなければならないことに留意し、既存施設も含めて、将来にわたって維持可能な整備量に抑えることが必要です。

○市街地内人口密度の把握

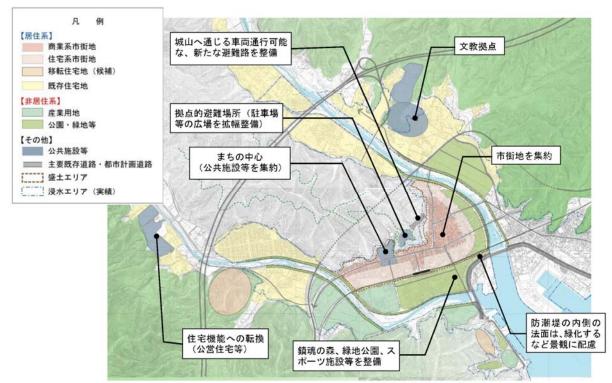
- →人口密度が低い市街地は、基盤整備も各種行政サービスの水準も必然的に低下することに留意し、一定の人口密度を維持できる市街地を形成することが必要です。なお、 災害危険区域(移転促進区域)内で制限付きの居住を許容する場合は、復興した市街 地から低地部へ回帰する住民が出てくることを想定して、人口密度がどのように変化 するのか検討しておくことも必要です。
- →なお、都市計画運用指針では、人口減少などを勘案した場合でも、住宅用地の将来の 人口密度は 40 人/ha を下回らないこととすべき、としています。

○未利用地対策の検討

→人口の減少や景気の低迷に伴い、跡地や未利用地が発生することをあらかじめ想定し、 こうした土地を適切に活用又は管理するための仕組み(農地、緑地等としての暫定的 利用や管理に関する協定締結など)を検討しておくことも重要です。

- ○大槌町におけるコンパクトなまちづくりに向けての取り組み事例
 - ・大槌町(町方地域)では、町の歴史的中心地である町方を引き続き町の中心市街地として復興する、 との考え方に立ち、市街地の集約や公共施設等を中心地に集約する一方で、公園・農地や産業地な どの低密度な土地利用が中心地を取り囲む土地利用配置を検討しています。

■ 大槌町(町方地域)の復興イメージ



(資料:大槌町東日本大震災津波復興計画(基本計画))

○住宅用地における人口密度の考え方

・都市計画運用指針(IV-2-1 土地利用 B 区域区分)では、市街化区域内の住宅用地の規模、密度に関して、以下のような考え方が示されています。(なお、本県沿岸市町村に市街化区域は指定されてませんが、用途地域に関しても市街化区域に準ずる、との考え方が示されています。)

- ●土地の高度利用を図るべき区域・・100 人/ha 以上
- ●その他の区域・・・・・・・ 80 人/ha 以上
- ●土地利用密度の低い区域・・・・・ 60 人/ha 以上
 - ※人口の減少や世帯構成の変化、その他地理的条件等を勘案したとしても、将来人口密度は 40 人/ha 以上を下回らないこととすべき

② 「段階的にまちをつくる」

【基本的な考え方】

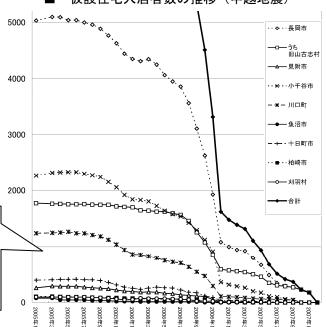
- ・現在は、被災者の住宅再建や企業の立地に適した「用地」がない、又は、希望する場所で「用地」を確保できない状況にあり、復興事業の実施によって少しでも早く「用地」を整備しようとしているところです。しかし、被災者や企業の用地に対する需要は、今後の生活様式や経済情勢の変化により、次々と変わっていくことが予想されるため、こうした変化にも柔軟に対応できるように事業を進めていくことが望まれます。
- ・具体的には、都市の構造上の位置づけや事業の確実性などから、復興事業の優先順位を設 定し段階的に着手していき、最終的な用地の供給量を調整できるようにしておくことが考 えられます。
- ・また、施設によっては、浸水想定範囲内での建設が許容されるものや、さらに安全な土地 へと移転させるべきものがあります。こうした建物の用途や特性に応じて、「玉突き」で用 地を動かしていくことで、復興事業の途中でも、用地を確保することは可能です。
- ・仮設住宅や仮設店舗は、復興の進捗に応じて順次本設へと移行していくことになりますが、 その移行期間中に被災者の生活や店舗の営業に支障が生じないよう、空き部屋が多くなっ た仮設住宅の集約化や、事業期間中における店舗の移設箇所の確保といった対策を検討し ておくことが必要です。

- ○きめ細かな宅地需要の把握
 - →被災者の移転・再建に対する要望は、今後も常に流動的に変化するとの認識に立ち、 事業着手後も宅地需要をきめ細かく把握して宅地供給量の調整を行うことが必要です。
- ○用地情報に関する関係者間の情報共有
 - →各担当職員が所管する一部の情報だけでは、移転や土地交換等によって利用可能な用地の有無や、具体の施設立地需要を総合的に判断することは困難であるため、用地に関する情報を関係者間で共有し、政策的に判断・決定できる仕組みを確立することが必要です。
- ○仮設住宅入居者の意向把握
 - →復興市街地の整備進捗状況だけでなく、個人の住宅再建能力の違いによっても、仮設 住宅からの退去時期のずれが予想されるため、長期的な仮設住宅生活継続の必要性が ある被災者を把握し、仮設住宅の集約化の必要性や実現性を検討しておくことが必要 です。

○過去の災害における仮設住宅の事例

・住宅再建等に伴い、仮設住宅団地内の空き 家が増加すると、コミュニティの維持が困 難になるなど新たな問題が生じてくるた め、入居者の理解と協力を得て仮設住宅の 統廃合を進めることが必要となります。

■ 仮設住宅入居者数の推移(中越地震)

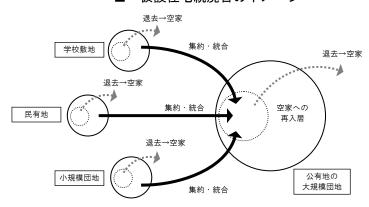


- ・仮設住宅設置後、時間の経過とともに 退去に伴う空家が発生
- ・設置後2年で大半の入居者が退去できるが、2年経過後も入居者ゼロにはならない(阪神・淡路大震災の際は震災発生から5年まで延長)

(資料:新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書(内閣府))

・このため、過去の災害時の教訓として、民有地や学校敷地に建設した団地、小規模な団地などを随時廃止していき、公有地に建設した比較的大規模な団地へと統合するなど、統廃合の考え方を早い段階から入居者にも説明しておくことが重要とされています。また、阪神・淡路大震災の際には、入居者の負担を軽くするために、移転費用の支援や移転補償費の支給などが実施されています。

■ 仮設住宅統廃合のイメージ



■ 仮設住宅集約に伴う移転支援の事例

- ○厚生省(当時)は、仮設住宅統廃合に伴う移転費用について、県社会福祉協議会の生活福祉資金融資制度で対応することとした。
- ○芦屋市は、中学校グラウンドに建設した応急仮設住宅を撤去する際、「行政の都合で移転する以上、移転先の希望は最大限聞く」とするとともに、移転補償費を単身5万円、2~4人世帯6万円、5人以上7万円を出すこととした。

(2)「まちを便利にする」

① 「新しい技術を取り入れる」

【基本的な考え方】

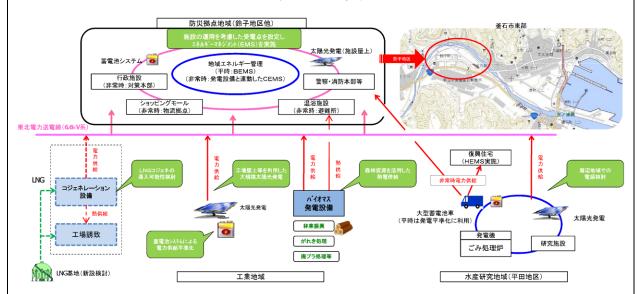
- ・本県の沿岸地域は、太陽光発電をはじめ、地熱発電やバイオマス発電、風力発電に関して も潜在的可能性が高く、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」でも、再生可能エネ ルギーの利用促進と環境先進地域の実現を目指すことが示されています。
- ・こうした再生可能エネルギーの導入に関しては、個々の施設や住宅における設備の設置を 促進するとともに、移転跡地の発生状況やエネルギー事業者からの提案等を踏まえて、基 盤施設再構築の段階から自立・分散型エネルギーシステムの導入の可能性を検討すること も重要です。
- ・また、少子高齢社会におけるこれからのまちづくりでは、自家用車以外の公共交通等による移動手段の確保が重大な課題となってきます。特に、本県沿岸地域では、鉄道や路線バスの運行水準が被災前から低くなっており、今後鉄道の復旧が完了しても、以前より利便性が格段に向上するとは限りません。このため、移転・再建後の市街地間を連絡する補完的交通手段のあり方を検討し、運行に係る財源や役割分担等について検討を進めておくことが重要です。
- ・特に、地形の高低差によって周辺への徒歩移動が難しくなる可能性がある高台住宅地については、公共交通による移動手段の確保をあらかじめ検討しておくことが望まれます。

- ○太陽光発電導入補助制度の周知
 - →事業所や住宅の再建にあたり、太陽光発電設備が積極的に導入されるよう、県の補助 制度に関する周知を図るほか、市町村独自の支援措置を検討することも効果的です。
- ○自立・分散型エネルギーシステム導入のための事前準備
 - →自立・分散型エネルギーシステムの導入を検討するにあたっては、活用可能な用地確保を検討する一方で、十分なプロジェクト予備調査(フィージビリティ調査)を実施しておくことが重要です。
- ○地域の特性に応じた移動手段の検討
 - →鉄道、路線バスをはじめ、輸送力の高い公共交通が成立するためには一定の人口の規模・密度が必要となることを踏まえ、地域の状態に応じて、福祉タクシーの活用、スクールバスとの混乗といった移動手段も含めて、幅広く検討することが必要です。

○スマートコミュニティの検討事例

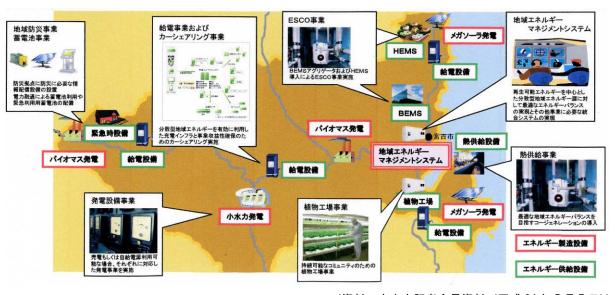
- ・「スマートコミュニティ」は、まち全体の電力有効利用や再生可能エネルギー活用などから、交通システムや住民のライフスタイル変革までを複合的に組み合わせた社会システムのことを指しています。具体的には、太陽光発電など出力の安定しない再生可能エネルギーを導入する際に、電力系統との連携や需要制御により、再生可能エネルギーを効果的に利用することを可能にする「スマートグリッド」、蓄電池や省エネ家電、スマートメーターなどを組み込んだ「スマートハウス」、次世代自動車や新型都市交通システムなど様々な技術やノウハウが含まれています。
- ・経済産業省では、スマートコミュニティ構築を支援する補助金を措置しており、平成 23 年度は、 岩手県3市(釜石市、宮古市、北上市)、宮城県4市町村、福島県1市がマスタープラン策定地域 として採択されています。

■ 釜石市における事業イメージ



(資料:釜石市記者会見資料(平成24年5月16日))

■ 宮古市における事業イメージ



② 「みんなが使える拠点をつくる」

【基本的な考え方】

- ・復興にあたっては、被災した公共施設の移転も含めた再建を進めるとともに、被災を免れた施設に関しても、立地条件の安全性や、復興後の市街地の配置状況、さらに施設統廃合の必要性等を考慮しながら、総合的に再配置の必要性を検討することが望まれます。
- ・特に、医療・福祉施設に関しては、これからますます増加する高齢者が日常的に利用する 施設であり、施設の安全性だけでなく、各地域からの移動手段や、商業施設や集会施設等 との近接性を考慮して、高齢者等にとって暮らしやすいまちづくりに留意する必要があり ます。
- ・学校等の教育施設に関しても、平常時には地域の集いの場や子供たちの遊びの場となり、 災害時には避難場所となる重要な施設であることから、各地域にとって利便性の高い場所 に配置することが必要です。また、避難場所や救援・輸送拠点となる公園等と一体的に配 置することで、平常時と災害時にそれぞれの施設が相互に機能連携・機能補完できるよう に工夫することも考えられます。

【計画上の留意点】

○関係部局間の連携・調整

→医療・福祉施設、教育施設等の配置に関しては、これらを所管する部局の政策的観点と、復興計画・都市計画の観点の両方から検討することが必要であり、関係部局が綿密に連携、調整を図ることが重要です。さらに、これら施設に関しては、自治体間での機能分担や相互補完も視野に入れて、効果的・効率的な施設配置を検討することが必要です。

○地域から公共施設までの移動手段の確保

- →公共施設を中心に歩いて暮らせるまちづくりを進める一方で、各地域からこれら公共 施設が集積するエリアへ連絡する移動手段を確保しておくことが必要です。また、災 害時には、医療・福祉施設や教育施設のいずれもが重要な避難場所、防災拠点として の役割を担う必要があるため、駐車場として利用可能なスペースの確保、幹線道路か らのアクセス性の確保にも留意することが必要です。
- ○公共施設の安全な場所への移転・再建
 - →公共施設のうち、特に高齢者、障がい者、幼児など、迅速な避難が困難な利用者が多く利用する施設に関しては、市街地との関係や利用者の利便性に配慮したうえで、L2レベルの津波による浸水区域よりも高い場所への移転が望ましいと考えます。

- ○学校施設とその他の公益的施設の複合化の例
 - ・学校施設は、平常時・災害時のそれぞれで重要な役割を担うことから、その他の公益施設との複合 化を図ることで、以下のような効果が期待できるとされています。
 - ・被災した学校施設の再建の際、また、安全な地域への移転・統廃合を検討する際に、こうした公益 的施設との複合化が可能かどうか検討してみることが重要です。

■ 学校施設と公益的施設との複合化の例

複合化の例		期待される効果
生涯学習の拠点づくり	→公民館、図書館、社会福 祉施設等を学校施設の 敷地に併設	・学校と社会教育・福祉施設等を有機的に組み合わせ、地域の生涯学習の拠点を形成・学校教育においても、併設施設を総合学習等への活用が可能
地域の防災拠点づくり	→公園、避難路等を学校施 設に隣接して整備 →備蓄倉庫等を学校敷地 内に設置	・学校の防災機能(備蓄倉庫等)と公園、避難路等を有機的に組み合わせ地域の防災拠点を形成・地域における防災教育・避難訓練の拠点として活用・平常時においても、校庭と隣接の公園との一体的活用等が可能
農林水産体験を通じた コミュニティづくり	・農山漁村交流施設を学校 施設に隣接して整備	・高台に移転してきた児童生徒や住民と、農山漁村の方々との交流に貢献 ・学校教育においても、児童生徒の農林水産体験 実習、食育等への活用が可能

(資料:「学校の復興とまちづくり~3省連携による復興支援~」)

○関東大震災復興における「復興小学校・復興公園」の事例

- ・大正 12 年(1923 年)に発生した関東大震災では、各地の公園が延焼遮断帯や避難所として大きな役割を果たしたことから、帝都復興事業では、都市の防火帯として公園を確保することに重点が置かれました。
- ・このうち、国施行の大公園(隅田公園、浜町公園、錦糸公園)は、平常時には市民の憩いの場として、非常時には避難場所として機能するように設計され、市施行の小公園(52箇所)は、不燃化・耐震化された復興小学校に併設する形で配置するよう設計されました。
- ・小学校と一体化した小公園は、小学校の運動場の機能を補完するだけでなく、各地域における防災拠点、コミュニティ拠点としての役割を担うなど、現在でも高く評価される公園計画となりました。 しかし、その後の学校、公園の改修により、完成当時の姿をそのまま残している事例は無くなっています。

(3)「まちに集う」

① 「まちに「たまり」をつくる」

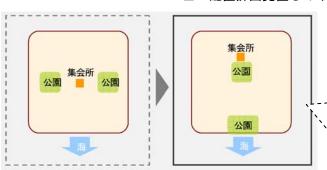
【基本的な考え方】

- ・本県の沿岸市町村では、市町村単位又は地区単位で数多くの祭りやイベントが開催されており、住民が集う場が地域の誇りや活力の源となっています。復興の中でコミュニティの回復・再生を図りながら、復興後の市街地が新たな生活空間として定着していくためには、人々が日常的に集える場、いわゆる「たまり」の場の整備が必要です。
- ・特に、新たな市街地へ移転する地区は、従前のコミュニティ維持に配慮した移転計画とすることは当然ですが、住宅地に近接してコミュニティ施設や公園・広場を整備するといった空間配置の工夫を行うことが必要です。
- ・被災した既成市街地においても、市街地の中心的位置に祭りやイベントを開催できる公園・ 広場を確保するといった土地利用計画を検討するほか、鉄道復旧までの期間、かつての駅 前広場の空間を活用して、店舗・飲食店や界隈性の高い路地などと一体となった「たまり」 の場を暫定的に配置することも考えられます。なお、鉄道復旧後には、この「たまり」の 場が、もう一度交通結節点となり、まちの玄関口としての空間へとそのまま移行すること が期待されます。
- ・また、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりを実現する観点からは、こうした中心的な「たまり」の場だけでなく、歩行者ネットワークの途中に休憩や会話ができるような小さな「たまり」の場を配置しておくことも効果的です。

- ○地域の歴史や生活に密着した「たまり」の場の整備
 - →人々の「たまり」の場は、単なる開放された空間ではなく、人々が集い交流するため の空間であることに留意し、従前の市街地でどのような空間が利用されていたか、地 域の住民の生活にとってどのような空間が必要となるかを考慮しつつ、整備すること が必要です。
- ○「たまり」の場の回遊性や快適性の考慮
 - →広場やポケットパークとして整備した空間だけでなく、バス停や医療・福祉施設の出入口なども「たまり」の場として機能することが想定されます。このように自然と人々が集い、待ち合わせをするような空間に注目して、屋根やベンチなどの設置を検討することも必要です。

- _____ ○コミュニティ施設、公園・広場の配置計画見直しの考え方
 - ・「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方」では、「取りあえずの造成図」から の改善の一例として、次のような公園、広場等の配置見直しの例が示されています。

■ 配置計画見直しのイメージ



- ・機械的な均等配置ではなく、海への 眺望が確保される位置や、住民の集 まり易い位置に配置。
- ・海を望める公園は、避難場所として の活用も念頭。
- ・集会所は、住民の集まり易い公園に 隣接して配置し、コミュニティ機能 を強化。

(資料:「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方」)

② 「ここにしかないものを活かす」

【基本的な考え方】

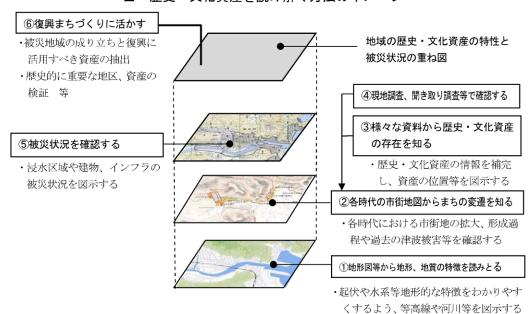
- ・地域の復興を進めていくにあたり最も重要なのは、このまちに戻りたいという被災者の思いであり、その思いに応えるために、被災地を復旧・復興させる努力を続けているとも言えます。逆に言えば、地域固有の魅力や個性があるからこそ、このまちに戻る意味があると言っても差しつかえありません。
- ・ただし、かつての市街地でも、地域本来の美しい景観が阻害されていたり、街並みが単調で味気ないものとなっていたケースも考えられます。また、集団で移転を行う地域では、 新たな場所で元のような地域を再建することが困難となるケースも考えられます。
- ・また、電線地中化やデザインの統一等により質の高い空間整備を行うことや、界隈性のある空間を演出し、まちの中に回遊性を持たせることにより、元の地域よりも魅力を高める取り組みを行うことも重要と考えられます。
- ・復興にあたり、元の地域のどこを改善し、どこを保全・継承するか、住民と一緒になって 検討し、地域の個性を残すため、又は、地域の個性を伸ばすための取り組みを追加してい くことが必要です。

- ○住民の声に根ざした市街地像の把握
 - →身近な空間に関する事項は、地域住民にしか分からないことが多いため、具体的な市 街地像を検討するにあたっては、ヒアリングやワークショップ等により早期の段階で 住民からの意見やアイデアを反映することが必要です。
- ○専門家や外部の声の反映
 - →地域の個性や魅力は、その中で長く暮らす人間にはかえってその価値が分からなくなっていることも多いため、歴史やデザイン等の専門家など外部の人間による発見や意見を取り入れることも重要です。
- ○他の地区との差別化の検討
 - →画一的な街区割や道路整備を避けることは当然ですが、沿岸地域が持つ個性を重視するあまり、わざとらしいデザインの採用やオブジェの設置といった安易な演出や、地区のコンセプトが類似してしまうことを避ける必要があります。特に、まちの顔となるシンボル空間では、まちづくりのキーコンセプトを明確にし、他都市や他地区との差別化を図ることで、そこにしかない魅力というものを創りだすことも必要です。

○歴史・文化資産を読み解く方法

・「歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方」では、地域の歴史・文化資産 を読み解く方法の一例が示されています。具体的な方法としては、歴史・文化に係る各種情報を参 考資料等から確認し、その結果得られた各種情報を地図上でレイヤーとして重ね合わせることで、 特性が認知しやすくなるとされています。

■ 歴史・文化資産を読み解く方法のイメージ



確認方法	参考となる資料等
①地形図等から地形、地質の 特徴を読みとる	・地形図(等高線、地形区分、河川等水系がわかるもの)・自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性情報システム)による植生図・自治体で作成している緑地や自然環境の分布等の基礎情報図等
②各時代の市街地図からま ちの変遷を知る	・国土地理院発行の旧版地図(大正期から昭和初期、昭和 20 年代(戦後)、昭和 40 年代、昭和末期から平成初期等各時代に作成(地域によって作成されている年代が異なる)) ・過去の復興計画等大規模な市街地整備図等
③様々な資料から歴史・文化 資産の存在を知る	・国、県、市町村の指定・登録文化財 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の分布図 ・江戸時代等の古絵図 ・市町村史、郷土史等の地域の歴史に関する文献資料(史料) ・自治体・観光協会が作成する観光マップ、名所図 ・昔の絵はがきや写真等
④現地調査や聞き取り調査 等で確認する	・地域史に詳しい専門家(郷土史家、教育委員会等)や古老等への聞き取り ・小中学校等の校歌にある山や河川、地名 ・寺社の由来、住職への聞き取り等
	料:「歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方」)

(1)「逃げることを忘れない」

① 「逃げる「場」をつくる」

【基本的な考え方】

- ・今回の被災による教訓の一つが、防潮堤などの構造物に過度に頼るのではなく、「逃げる」 ことを重視したまちづくりを重視すべきであるということでした。また、「避難」に対する 住民の防災意識とあわせて、津波から迅速かつ安全に避難できる避難場所及び避難路を適 切に整備しておくことが重要であることも明らかになりました。
- ・一方、今回のような大規模な津波は数十年~数百年の単位で襲来するものであり、災害時だけ機能する避難施設を整備するのではなく、平常時にも利用できる施設として整備することが効果的であり、かつ、長期間にわたる適切な維持管理にもつながると考えられます。
- ・なお、避難場所及び避難路に平常時の機能を持たせることにより、居住環境や生活快適性 の向上、維持管理費用の削減、避難の場所及び経路に対する認知度の向上といったメリットが生まれます。
- ・高台に配置する避難場所については、十分な避難スペースの確保、自動車駐車場の確保などを考慮しつつ、学校などの公共公益施設との一体的整備、展望台なども備えた公園としての整備、といった方法を検討することが望まれます。
- ・避難ビルについても、公共施設や駅ビル、大規模商業施設など、住民が日常的に利用している施設を積極的に活用・指定するほか、避難タワーなど、避難を主たる目的とする施設であっても、展望台等として日常的に利用する方法を検討することが重要です。

【計画上の留意点】

○高台避難場所への移動手段の確保

- →市街地から高台の避難場所までの経路に関しては、高齢者等でも避難可能な距離・勾配にすることが必要です。また、段階的な避難が可能となるように、低地部に一時避難場所を整備した上で、低地部から高台へと結ぶ避難路を整備する必要があります。
- →自動車での避難が想定される場合は、想定される避難者数に対して十分な駐車場を確 保することが大切です。

○津波避難ビルの適切な配置及び整備

- →津波避難ビルの配置検討にあたっては、地域の避難者数の分布を適切に把握するとと もに、避難ビルの位置や構造等に関する安全性を確認しておくことが重要です。また、 施錠等により進入不可能とならないよう、必要に応じて屋上までの外付階段を設置する といった対策が必要です。
- →避難ビルとして活用可能な建築物が存在せず、周辺の住民や就業者が避難困難となる 恐れが高い場合は、津波避難タワーの整備も含めて対策を検討することが望まれます。
- →津波発生時に長期間の孤立化が想定される避難ビルや避難タワーに関しては、備蓄倉 庫や簡易トイレの設置を検討することが必要です。

○避難に関する各種基準等の比較整理

- ・これまでに国が公表した各種ガイドラインでは、避難に関する基準が次のように示されています。
- ・実際の避難計画検討にあたっては、こうした基準を参考にしつつ、地域の特性や住民の構成などを踏まえ、より安全・安心な避難が可能となるよう、地域独自の基準を設定することも考えられます。

■ 各種ガイドライン等における避難に関する基準値の比較

項目	基準(目安)	基準出典
	津波到達予想時間-2分	津波対策推進マニュアル検
	(地震発生後2分後に避難開始できるものと想定)	討報告書 (H14.3)
	津波到達予想時間T-t₁-t₂	
	T:津波シミュレーション結果により想定	津波避難ビル等に係るガイ
避難時間	t ₁ :地震発生後避難開始までにかかる時間	ドライン (H17.6)
	t ₂ :高台や高層階等まで上がるのにかかる時間	
	津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度	東北地方太平洋沖地震を教
	(ただし、この対応が困難な地域の場合は、津波到達時間	訓とした地震・津波対策に関
	などを考慮して避難方策を検討する)	する専門調査会報告 (H23.9)
	歩行速度:1.0m/秒	
	(ただし、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等	
	は 0.5m/秒まで低下)	********
	· 老人単独歩行 : 1. 1m/秒	津波対策推進マニュアル検 討報告書 (H14.3)
	・ベビーカー : 0.9m/秒 ・群集歩行 : 1.1m~1.2m/秒	割報音書(□14.3 <i>)</i>
歩行速度	・群集歩行 : 1.1m~1.2m/秒 ・位置、経路等になれてない人 : 0.9m/秒	
	· 階段歩行 : 0. 4~0. 5m/秒	
	· 老人単独歩行速度 : 1. 3m/秒	
	· 群集歩行速度 : 0.88m~1.29m/秒	津波避難ビル等に係るガイ
	· 障がい者歩行速度 : 0.91m/秒 (車いすの場合)	ドライン (H17.6)
	· 階段昇降速度(老人): 0. 21m/秒	
	・3 階建て以上の RC 又は SRC 構造であること	
	(津波の高さや地域の状況によっては2階建ても可)	
	・海岸に直接面していないこと	
	·耐震性を有していること(S56 耐震基準適合)	 津波対策推進マニュアル検
	・1 人当たり 1 ㎡以上の有効面積を確保しておくこと	対報告書 (H14.3)
	・避難路等に面していることが望ましい	1311111 1 (9)
	・進入口への円滑な誘導が可能であること	
`\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい	
避難ビル	・外部から避難が可能な階段があることが望ましい	
	・耐震診断によって耐震安全性が確保されていること、または、新耐震設計基準(S56)に適合していること	
	・原則として RC または SRC 構造とし、想定浸水深に応じ	
	て、階数や津波の進行方向の奥行きを考慮	津波避難ビル等に係るガイ
	・想定される浸水深が2mの場合は3階建て以上(想定さ	
	れる浸水深が 1m以下であれば 2 階建てでも可)、3mの	
	場合は4階建て以上のRCまたはSRC構造の施設を候補	
	とするが、津波の進行方向の奥行きも十分に考慮	

② 「逃げる「道」をつくる」

【基本的な考え方】

- ・地震及び津波の発生時には、家屋の倒壊や落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生する可能性があるため、徒歩による避難が原則となっています。徒歩による避難を安全に行うためには、倒壊した建築物によって道路の閉塞が生じないよう、主な避難経路となる道路幅員を拡幅するほか、沿道の建築物の耐震化、ブロック塀の撤去及び生垣化を進めることが必要です。
- ・また、新たに転入してきた住民や観光客など、地理感覚を持たない人も含めてあらゆる人が安全に避難できるよう、高台までの経路が分かりやすい避難路を整備するほか、夜間照明の整備や避難サインの設置を進めることが重要です。
- ・なお、住宅や職場から避難地までが遠い場合、又は高齢者や障がい者など避難に際して支援を要する人がいる場合など、自動車による避難がやむを得ない場合も十分に想定されます。このため、避難時において混雑が発生する箇所をあらかじめ検証し、ボトルネックとなる狭隘区間や交差点等の問題点を解消しておくことも必要です。

- ○避難地までの歩行距離を考慮した宅地と避難路の配置
 - →一般に、高齢者が歩行可能な距離については、約300m程度とされており、住宅地内に配置する避難場所や高台に整備する避難場所についても、こうした避難時における歩行距離との関係を踏まえて検討することが必要です。また、高台避難場所に連絡する避難経路については、階段やスロープの勾配や踊り場の規模・間隔など、バリアフリー対策も慎重に検討しておくことが重要です。
- ○自動車による避難に伴う問題点の解消
 - →自動車による避難が想定される場合、踏切や狭隘区間のような通常考えられるボトルネックのほか、路上駐車や倒壊物による道路閉塞なども考慮に入れて対策を講じておくことが必要となります。なお、地形条件などによりこうしたボトルネックの解消が困難な場合、避難場所そのものを見直すことも考えられます。
- ○地区レベルでの避難経路の明確化
 - →主たる避難経路に関しては、行政が主体となって整備することが考えられますが、そこに到るまでの地区レベルの避難経路に関しては、住民等が主体となって検討しておくことが必要です。このため、地区単位での防災まちづくりワークショップの開催などにより、身近な危険性を回避するための避難経路を話し合っておくことも重要です。

○津波避難路沿いのブロック塀撤去に対する補助金の事例

・静岡県沼津市では、津波ハザードマップに指定された避難路沿いのブロック塀などの撤去・改善工事の補助金を平成24年度から引き上げることとしています。(静岡県内で最高額の補助金)

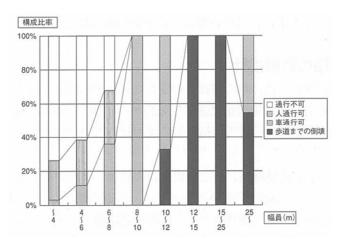
■ 沼津市におけるブロック塀撤去等補助金増額の事例

項目	見直し前	見直し後
補助率	1/2	3/4
上限額	撤去 10 万円 改善 25 万円	撤去 25 万円 改善 50 万円

○道路幅員と道路閉塞の関係

- ・阪神・淡路大震災の事例では、建物等の倒壊に伴う道路閉塞が発生し、幅員 4 m未満の道路では約73%、幅員 $4 \sim 6$ mの道路では約63%、幅員 $6 \sim 8$ mの道路では約33%が歩行者も通行不可能な状態となりました。
- ・また、沿道に堅牢な建物の割合が増加するのに伴って、自動車の通行が可能な路線率が増加するという結果が見られました。

■ 阪神・淡路大震災における副因と道路閉塞の関係



(資料:「改訂 都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き」)

(2)「津波を忘れない」

① 「記憶や記録を残す」

【基本的な考え方】

- ・今回の津波を体験しなかった次の世代の人々にも、津波の恐ろしさや地域の危険性を伝えていくためには、この場所にまで津波が押し寄せた、この高さまで波が到達したという具体的な記録を誰の目にも分かるように残しておくことが必要です。
- ・生々しい被災のあり様を伝え、防災意識を喚起する効果的な方法としては、被災した防潮 堤などの震災遺構や、津波後に残った構造物・樹木などの保全、メモリアルパークの整備、 津波浸水区域界の現場表示などが挙げられます。
- ・また、こうした遺構を単に残すのではなく、防災教育や観光振興(散策ルートや防災ツアーの一部に組み込むなど)における取り組みと連携させることも検討する必要があります。
- ・ただし、あまりに生々しい被災のあり様は、被災者にとっては二度と見たくない光景である場合も多く、震災遺構を残すべきかどうか、さらに、どのような形で残すべきかについては、地域の声も聞きながら検討することが必要です。

- ○原則として維持管理費がかからない災害遺構の保全
 - →震災遺構を保全する場合は、長期的にみて負担にならないように、倒壊の危険性が低く、維持管理費がかからないものとすることが大切です。また、後世に今回の津波被害を伝えていくためにも、災害遺構を現場で保全することが効果的です。
- ○「暫定的な保全」という選択肢の採用
 - →災害の記憶を一刻も早く消し去りたいという被災者の意向も、将来的には変わってくる可能性があります。一部の意向だけで早急に撤去してしまうのではなく、暫定的にでも残しておき、将来の防災まちづくりの中でもう一度総合的に検討し直してみるという選択肢を選ぶことも考えられます。
- ○浸水想定区域の土地やがれきの活用
 - →土地の有効利用と住宅立地制限の観点から、今後も津波による浸水が想定される区域 内をメモリアルパーク等として活用するほか、こうした公園等の整備にあたっては、災 害廃棄物(がれき等)の盛土材を利用する方法も考えられます。

○災害遺構を残す取り組みの事例

■ 宮古市の取り組み



甚大な被害を受けた建築物の保存を検討中

神戸市の事例(神戸港震災メモリアルパーク)



阪神淡路大震災で壊れた波止場の一部をそのまま保存

(資料:左図 「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方」 右図 神戸市ホームページ)

■ 海外の災害遺構の事例





1964 年アラスカ地震の災害遺構の例(貨車) 2004 年インドネシア大津波で乗り上げた発電船と周辺の公園化

(資料提供:首藤伸夫 東北大学名誉教授)

○プレートや石碑等により記憶を伝承する取り組みの事例



取り壊された建築物等のレンガやタイル等を 組み合わせ、平板として広場や外壁面に貼り付 けている (東京都杉並区)



明治の三陸大津波の位置を示すプレート (岩手県普代村)



過去の津波の教訓を伝える石碑 (岩手県宮古市)

② 「経験や思いを伝える」

【基本的な考え方】

- ・本県の沿岸地域は津波の常襲地帯であることから、過去の津波による被災の記憶、特に住宅の建設場所や津波襲来時における避難の考え方が、各地の石碑や文献となって残されています。しかし、津波の恐ろしさを実体験として知らない世代が増加し、近年整備された防潮堤等に対する過信などから、今回の津波ではこうした教訓が十分に活かされないケースもあり、結果として大勢の人の生命や財産が失われるという結果になりました。
- ・一方、古くから伝わる「津波てんでんこ」の言い伝えのおかげで、子供たちが自主的に避難できたといった例や、過去の津波の後、高台に移転した集落では被災を免れたといった例も報告されています。
- ・今回の大災害から得た教訓を確実に次世代に継承していくためには、過去の教訓がどのように活かされたか、又は、どうして活かされなかったのかという反省を踏まえた上で、これからのまちづくりや日々の暮らしの中に防災の意識を定着させていくための工夫を取り入れていくことが必要です。
- ・具体的には、今回の震災における実例を用いた防災教育の充実や、津波被害の惨状を風化 させずに伝えていけるような記録方法の工夫が大切になると考えられます。

- ○今回の震災で得た教訓や知見の収集・整理
 - →防災教育の内容を充実させるには、災害当時の惨状とあわせて、震災で得た教訓や知見を広く収集・整理することが必要です。このため、津波発生後の対応によって明暗を分けた事例や、過去の教訓により被災を免れた事例のほか、直後の復旧に携わった人々の体験談等を広く収集し、後世へと伝えていくための記録として整理することも考える必要があります。
- ○地域行事の活用
 - →防災教育だけでは、一部の意識の高い人や児童・生徒だけが中心となり、いずれ風化 していってしまう恐れがあります。このため、お祭りなどの地域行事に取り込むなど、 できるだけ多くの住民が参加できるように工夫することが大切です。
- ○防災教育等を目的とする施設整備計画の再検証
 - →津波伝承や防災教育は、多くの住民ができるだけ実践的に参加する中で知識や教訓を体得してもらうことが大切です。津波伝承や防災教育を目的とする施設については、長期的な利用の可能性や整備効果、さらに維持管理費用等を検討した上で、整備の必要性やその他施設との複合利用の可能性について検証することが必要です。

- ○国土地理院により提供されている被災関連情報
 - ・国土地理院では、被災後の地理空間情報(基図、基盤地図)、被災地の画像(空中写真、斜め写真、オルソ画像)、浸水範囲概況図等をインターネット上で公開・提供しています。(http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html)
 - ・これらは、一部利用制限はあるものの(利用規約、出典明記等)、東日本大震災の被災地の復興支援のためであれば自由にダウンロードして活用できる情報となっています。

■ 被災地域の空中写真の例(宮古市田老付近)



(資料:国土地理院:東日本大震災に関する情報提供ホームページ)

○静岡県における防災情報提供の事例

・東海地震に備え、早くから地震・津波対策を積極的に推進してきた静岡県では、静岡県防災 GIS 情報閲覧ページ (http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/gis/maps.html) において県内各地の防災情報(想定津波浸水域、推定震度分布(東海地震)、延焼危険度など)を広く公表しています。



■水門等開放時の浸水域 ■水門や防潮堤などの海岸施設が整備なしの浸水域 ■浸水深 0~0.5m ■浸水深 0.5~1m ■浸水深 1~2m ■浸水深 2m以上

(資料:静岡県防災 GIS 情報閲覧ページ)

「魅力を守り育てる」ために・・・

① 「三陸の景観を守る」

【基本的な考え方】

- ・東日本大震災からの復興において、発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(L1 レベル)に対しては、主に防潮堤等の海岸保全施設による整備で対応し、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2 レベル)に対しては、主に避難を軸とした総合的な対策を確立することが基本的な考え方となっています。
- ・このため、将来も津波による浸水が想定される低地部では、地盤の嵩上げや安全な高台等 への移転によって市街地の安全性を向上する必要があり、大規模造成を含む計画が検討さ れています。
- ・このうち、現地での復興を基本とする嵩上げ市街地の場合は、従来の市街地形態の継承が 求められるうえに、区画整理手法による事業が中心となることから、大幅な改変は少ない と考えられます。一方、高台等において新たに市街地を整備する場合は、これまでの山地 や農地から大規模な地形改変を行う可能性が高く、自然環境や景観に配慮しながら慎重に 造成計画を検討していく必要があります。
- ・現在、各市町村において実施計画レベルでの検討が進められているところですが、早期復興を目指すあまり、応急的に作成した造成図のままで検討が進んでしまうケースもあり得ることから、良好な居住環境の形成、周辺の自然や景観との調和などの観点から、造成計画やデザイン計画を工夫してみることも必要と考えられます。また、事業がさらに進んだ段階になって、コミュニティの維持や交通手段の確保などの面で支障が生じることがないよう、復興の初期の段階において丁寧に検討しておくことが重要です。

- ○起伏に沿った段階的な市街地の形成
 - →山地部を造成する場合、広大な単平面は地域の景観を損なう可能性が高いため、起伏 に沿った段階的な市街地とするなど、地形と調和した造成を行うことが大切です。
- ○大規模な法面や擁壁をつくる場合は圧迫感を軽減する工夫
 - →大規模な法面や擁壁は圧迫感を与えるため、形状を改変して植栽などの緩衝帯を入れることや、自然素材を用いた質感の採用、樹木の生育を見込んだスペースの確保などの工夫が望まれます。また、造成計画の検討においても、こうした工夫が可能となる法面勾配を設定する必要があります。
- ○過度な直線街路で街区を構成しない
 - →過度な直線街路で構成される宅地は、単調で味気のない街並みになりやすいため、一 部の街路を自然地形に沿った無理のない曲線にするなどの工夫を行うことが大切です。

- ○都市デザインの観点から造成計画を工夫する際の考え方
 - ・単平面や法面の大きさを抑制するとともに、区画街路の構成等にも変化を持たせ、海への眺望や住 民の集まりやすい位置に公園、広場等を配置するといった造成計画の工夫により、地区内の街並み のみならず、海や低地部からの眺望も改善されます。
- ·「復興まちづくりにおける景観·都市空間形成の基本的考え方」では、「取りあえずの造成図」のまま で計画が進むことがないよう、具体の改善例を詳しく整理しています。

造成図の改善例 《応急的な造成図》 ■諸元(概算)の比較 事業区域 アクセス道路・集散街路 [13 区面街路 [6m] 歩行者専用道路 [4m] 広場 集会所 法面

	取り敢えずの	改善例
	造成図	
事業区域面積	62,100 m	61,000 m
住宅戸数	160戸	160戸
法面面積	6,800 m²	3,200 m²
造成土量	約200万m [*]	約115万m*
宅地面積	33,500 m²	33,800 m²
公園面積	4,100 m	4,300 m
道路面積	17,500 m²	19,600 m²
(アクセス道路)	(3,300 ml)	(5,000 m)
(その他道路)	(14,400 ml)	(14,600 m)



《改善例》



- ※この造成図、改善例は、高台市街地像 の詳細な検討を行う際の参考として、
 戸建ての住宅市街地を念頭に、架空の 例を作成したもの。
- ※調整池、供給処理施設等は表現してい ない。
- ※具体の取組においては、地域の状況を 踏まえつつ、検討を行うことが重要。

(資料:「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方」)

0 20 50 100m

步行者専用道路[3m

低地部とのつながり

公園 集会所

② 「いきいきとした街並みを創る」

【基本的な考え方】

- ・復興まちづくりでは、少しでも早く事業を進め、少しでも早く住宅等を再建できる段階へともっていくことが求められます。しかし、市街地が整備され、一度建築物が建設されてしまうと、将来その街並みを変えていくのは非常に困難となります。また、不揃いな街並みや味気ない街並みが形成されてしまうと、新たな居住者や観光客等を呼び込む努力も無駄になる恐れがあります。
- ・特に、東日本大震災の被災者には高齢者も多く、住宅再建のための費用を少しでも軽減するために、大量生産された工業製品を使用した安価な住宅が多数建設されることも十分想定されます。
- ・このため、復興まちづくりにより、快適で魅力あるまちを創出するためには、街路をはじめとする市街地空間のデザインだけでなく、建築物も含めた一体的な景観のあり方を検討することが重要です。
- ・特に、多くの人々が目にする街路景観は、沿道の建築物の統一性も含めて一体的に検討することが重要であり、将来の街並みを見定めた上で、街路、建築物、及び境界部などの個々の要素について、デザインのルールなどを決めることが望まれます。

- ○景観法などを活用したルールづくり
 - →景観形成のためのルールを将来にわたって担保するために、具体的にルール化する内容としては、以下のようなものが考えられます。
 - ・建築物等の高さ
 - ・建築物(屋根・外壁等)の形態・意匠(デザイン、色彩、素材等)
 - ・壁面の位置、柵・垣又はフェンスの構造
 - ・植栽樹木の種類等
 - · 広告物、看板等(設置箇所、色彩等)
 - →なお、こうしたルールをつくる際に、工務店や住宅メーカーなどと協働して検討する など、住宅供給側からの実現性や具体性も盛り込みながら検討することも重要です。
- ○具体的な工夫の方法について
 - →被災前のまちの記憶を継承する方法としては、以下のものが考えられます。
 - ・道路幅と建造物の高さの比率 D/H を継承(新市街地では通りの性格にふさわしい比率を設定)
 - ・敷地の間口の幅を継承
 - ・伝統的な建築物のデザインコードの継承
 - →その他、宅地境界部におけるデザインの工夫としては、ブロック塀などの固いものは 避け、生垣や板塀、植栽などの柔らかい印象を与える素材を採用することなどが考えられます。

- ○街並み保全・街並み形成のための主な手法の概要と特徴
 - ●景観地区(都市計画法)
 - →良好な景観を保全するために、市町村が強制力を持って建築物の形態や規模を規制できる地区
 - →「建築物の形態意匠の制限」は必ず定めることが必要(建築確認とは別の手続による認定が必要となる)

●景観協定(景観法)

- →「景観計画区域」内で定められる協定で、良好な景観の形成に関して、土地の所有者、借地権 者の全員の合意により結ばれる協定
- →条例に基づくものと違い、法的強制力を持つことが特徴

●地区計画(都市計画法)

- →地区の特性に応じたまちづくりのルールを都市計画に定める地区
- →地区整備計画を定めた場合、建築行為等は届出が必要となり、計画内容に適合していない場合は勧告することができる。さらに、建築基準法に基づく条例を制定すれば(=建築確認の要件にすれば)、強制力をもつ規制にすることもできる

●高度地区(都市計画法)

- →建築物等の「高さ」の最高限度又は最低限度を制限する地区であり、高さの面から用途地域を 補完する制度
- →行政が主体となって、広範囲にわたって建築物等の高さを制限できるため、マンション紛争等 に対する予防策として活用される事例が増加している

●建築協定(建築基準法)

- →土地所有者同士が建築物等の基準を締結し、公的主体から認可を受ける協定
- →違反者に対しては、土地所有者からなる「運営委員会」から是正措置を請求
- →協定を締結するのには土地所有者の 100%の合意が必要であり、有効期間後の更新時には再度 の合意が必要(自動更新も可能)

●緑地協定(都市緑地法)

- →土地所有者同士が緑地保全や緑化に関する基準を締結し、公的主体から認可を受ける協定
- →建物などの街並みをコントロールすることはできない

●独自のガイドライン等

- →街並みや景観等に関する基本的考え方やモデルを提示することで、住民や事業者に対して理解 と協力を求めるもの
- →法的な拘束力を持たない代わりに、定めるべき事項に関しても特別な規定はないため、基本理 念程度にとどまるものから、具体の数値基準まで提示するものまで、地域の特性や熟度に応じ て多岐に渡る

③ 「緑と水をつなぐ」

【基本的な考え方】

- ・美しく豊かな海・山・川からなる三陸の自然環境や景観は、沿岸地域の個性を特徴づける とともに、地域住民の生活に密着した資源でしたが、今回の津波により、特に湾岸部の防 潮林や砂浜、干潟などは壊滅的な打撃を受けました。
- ・また、復興まちづくりを進めていく中で、防潮堤整備による海辺空間との乖離、地盤嵩上 げによる中小河川や湧水などの水辺環境の喪失が危惧されており、こうした変化をどのよ うにして軽減していくかが重要な課題となっています。
- ・一方、多くの復興計画において、メモリアルパークや高台公園などの大規模な公園を整備 する方針が示されており、復興により整備される身近な公園・広場や「たまり」の場も含 めて、新たな緑の空間を効果的に創出できるチャンスとなっています。
- ・このため、従来の緑と水を保全しつつ、新たに創出される緑と水を計画的に整備することで、防災機能、景観形成機能、交流機能、環境保全機能を有する緑と水のネットワークを、まち全体の観点から検討することが重要となります。
- ・また、地域で培われてきた歴史や市街地の成り立ちを踏まえ、地域の個性を演出する緑と水の空間づくりを検討することは、地域における「たまり」の場の整備とも連動する取り組みであり、復興まちづくりの原動力を引き出す効果も期待することができます。

【計画上の留意点】

○中小河川の積極的活用の検討

→大規模河川は、津波遡上を防ぐ目的から様々な対策が実施されるため、市町村が扱える事項は非常に限られると考えられます。一方、中小河川に関しては、市街地環境や景観の向上を重視した取り組みを取り入れる余地が多く残されています。特に、復興事業を行う市街地内の中小河川については、歩行者のネットワークの中心に位置づけるとともに、多自然川づくりの考え方を基本とする整備内容を検討することが望まれます。

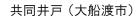
○公園緑地が備える防災機能の検討

→公園緑地の整備を行う際には、津波に対する多重防御や、避難地、復旧及び復興の拠点、防災教育の場としての性能の検討を行うことが大切です。

○ 身近な緑・水を活かしている事例

水路沿いの公園(神奈川県座間市)











(資料:「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方」)

○ 陸前高田市の取り組み事例

- ・陸前高田市では、市のシンボルである高田松原公園 の公園区域を拡大し、白砂青松の名所であった高田 松原を再生するとともに、市街地防御機能を兼ね備 えたメモリアル施設を持つ公園としての整備を検討 しています。
- ・また、今回の津波の浸水区域を伝承し、四季を演出 することを目的として、浸水区界や住宅などの移転 跡地を緑化することで、メモリアルグリーンベルト の創出に取り組むことを計画に位置づけています。

高田松原地区のイメージ



(資料:陸前高田市震災復興計画)

「みんなで前に進む」ために・・・

① 「情報を共有する」

【基本的な考え方】

- ・現在、各市町村が検討している取り組みの中には、同じような課題を抱えるその他の都市 にとって有用な情報が多く含まれている可能性があります。逆に、ある都市が直面してい る課題を知ることによって、同じような取り組みを検討している都市でも、事前に課題を 想定しておくことが可能になります。
- ・特に、復興事業に関連する各種制度の扱いや手続方法などに関しては、どの被災市町村も初めて経験するものであり、先行している都市のノウハウを広く水平展開することで、各種検討や手続に日々追われている復興担当者の負担を少しでも軽減することができます。
- ・一方、検討段階では不確定要素も多く、これから地元住民と協議すべき内容も多いため、 検討中の情報をいたずらに広く発信できないという状況もあります。
- ・被災市町村の情報を集約し、それを共有していくため、定期的に市町村間の情報共有の場を持つことが必要です。
- ・また、復興まちづくりに関する情報は、行政だけでなく住民や事業者とも共有していくことが必要です。広報活動や説明会等だけでなく、地域に有識者やコンサルタントを派遣することで、住民や被災者のまちづくりに対する意識や知識を高めていくことも必要です。
- ・さらに、東日本大震災の教訓を風化させないためにも、被災地の現在の状況や復興の歩み を全国に向かって発信し続けることが重要です。

【計画上の留意点】

○行政内部における情報共有

- →市町村の担当者の元には、被災者や事業者、関係機関、他市町村等から様々な情報が 集まりますが、こうした情報が担当部局内のみにとどまってしまう可能性があります。
- →各部局で収集・整理している情報の全てを行政内部で共有することは困難であり、かつ非効率であるため、情報の概要(内容、時期、所在等)だけライブラリー化して管理することも考えられます。

○行政間における情報共有

→現在、行政だけでなく、各種学会、民間(法人・個人)、NPO 等が様々な情報共有の場をインターネット上に開設しています。行政間の情報共有に関しても、専用のホームページサイトやメーリングリストを使用して行うことが考えられますが、その場合は、第三者への情報漏洩が安易に行われないよう、利用上のルール等を徹底することが必要です。

② 「やることを明らかにする」

【基本的な考え方】

- ・復興計画で示された長期的な復興スケジュールをもとに、現在、個別事業のスケジュール が検討されているところです。このスケジュールを左右するのが、各種調査や関係機関及 び住民等との協議、そして様々な手続に要する期間であり、これらの具体的な時期や期間 を明らかにすることによって、実務レベルのスケジュールが作成されます。
- ・被災市町村にとって、これだけ広範囲で大規模な事業を実施するのは初めてであり、かつ、 事業制度も複数に及ぶことから、今後のスケジュールやタスクが明確になることは、円滑 な調査や手続を進める上でも、また、必要な人員を事前に手配する上でも、非常に有効と 考えられます。
- ・ただし、所管する事業だけに限定したスケジュール管理を行っていては、関連する他事業 の進捗に応じて柔軟な対応を取ることが難しく、こうした事業間の進捗のずれが、結果と して復興全体を送らせる原因になることも考えられます。
- ・このため、市町村全体の復興スケジュールをベースに、各事業の実施時期やクリティカルとなるポイントを明示した詳細なスケジュールを重ね合わせ、総合的に準備・検討・実施する内容を管理できるようにしておくことが必要です。

③ 「仕組みをつくる」

【基本的な考え方】

- ・今後具体の復興事業や施策の実施へと進んでいく中、具体的な内容を検討・決定するため の仕組みづくりがより重要性を増してきます。特に、復興においては、迅速性が求められ るだけでなく、地域住民の意向のきめ細かな把握、多岐に渡る分野間の調整等が不可欠で あるため、様々な仕組みを複合的に組み合わせ、これらを総合的にマネジメントすること が求められます。
- ・ある一部の限られたスタッフだけで全ての問題に対応するのは不可能ですが、特定の専門 分野のために途中から参画したスタッフが復興全体にまで対応するのも不可能です。この ため、復興を推進する仕組みについては、全体像を長期にわたって把握し続けるための仕 組みと、ある限定された専門性・特殊性の高い事項のみに関与するための仕組みとを使い 分けることが重要となります。
- ・なお、復興を進める仕組みをつくるにあたっては、地域の状況を最もよく理解し、そのまちで暮らす住民に積極的に参画してもらう必要があります。ただし、形式上の住民参加にこだわるあまりに、専門的知識を有さない一部住民を都市政策レベルの検討に参画させることは、地域間の公平を図る観点からも望ましくありません。それよりも、より多くの住民が、自らの地域の復興に情熱と責任を持って参画できるよう、各地域における協議会やワークショップ等の開催方法を工夫することが重要と考えられます。

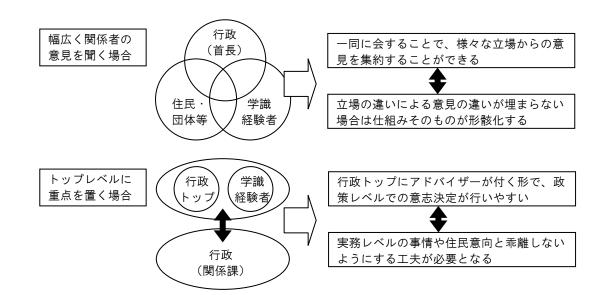
【取り組みのための事例等】

- ○デザイン会議、景観検討委員会等の設置
 - ・より質の高い空間づくり、一貫性のある景観づくりを行うために、公共建築物や土木構造物等 のデザインや景観について、専門的立場から検討・評価を行う組織を設置する事例が全国で見 られます。
 - ・関東大震災後の帝都復興事業では、当時の復興局が建築家スタッフの協力を得て隅田川の橋梁 を6つ建設しました。これら橋梁は、全く同一の形式ではなく、多様なデザインを持っていますが、全体として調和した景観を形成させることに成功しています。

「委員会等」

→都市全体の施策を決定・遂行する仕組みとして効果的

- ・行政(首長)が中心となり、住民代表、各種団体、学識経験者等からなる委員会等を設置して、 全体的・専門的観点から意志決定を行っていく仕組み
- ・関係者が一同に会する従来の方法のほか、行政のトップクラスと学識経験者で全体的な方向性を 決定し、関係各課へと下ろす仕組みも考えられる
- ・住民代表が住民の意向全てを代表しているわけではないため、地域レベルの施策等を検討するの には不向き



「協議会・ワークショップ等」

→地域レベルの施策を決定・遂行する仕組みとして効果的

- ・地域住民が中心となり、行政職員、コンサルタント、学識経験者等がまとめ役となって、地域限 定の意志決定を行っていく仕組み
- ・住民による主体的な検討体制が立ち上がるまでは、行政主導の説明会等を通じて徐々にまちづく りの機運を高めていく仕組みも考えられる
- ・地域住民がその他の地域を含む都市全体の状況まで熟知しているわけではないため、都市レベル の施策等を検討するのには不向き

「コンペ」

→斬新なアイデアや具体的な手法を取り入れる仕組みとして効果的

- ・まち全体にとって重要な地区や施設(まちの顔やシンボルとなる空間など)の設計・建築に関するアイデアや具体的技術を幅広く募集する仕組み
- ・限られたメンバーの中では思いつけなかったアイデアや技術を取り入れることができるほか、イベント的要素も強いことから地域住民からの関心も高くなる
- ・審査体制や審査基準をはじめ、適正かつ公平に審査するための準備段階に時間や手間を要する

${ m I\hspace{-.1em}I}$

これまでに発表された 国・県の各種計画・技術指針等

■ これまでに発表された国・県の各種計画・技術指針等

◎国の復興に係る基本方針等

H23. 6. 25

『復興への提言〜悲惨の中からの希望〜』

H23. 7. 29

『東日本大震災からの復興の 基本方針』

H23. 9. 28

『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に 関する専門調査会報告』

- ●復興の方針と今後の災害対策のあり方に関する提言
- ・防災ではなく『減災』を重視(逃げることが基本)
- ・コンパクトなまちづくり、景観等に配慮したまちづくり
- ●国による復興のための取り組みの全体像を提示
- ・復興期間を10年と設定
- ・多重防御による津波防災まちづくりの推進
- ●これからの地震・津波対策の考え方等を提示
- ・2つのレベルの津波に対応するための対策を構築 L2 レベル→避難を軸にした対策 L1 レベル→海岸保全施設等による対策

◎岩手県の復興計画

H23. 8. 11

『岩手県東日本大震災津波復 興計画 復興基本計画』

- ●岩手県の復興の方向性、具体施策を提示
- ・安全で安心な防災都市・地域づくり
- ・暮らし続けられる「ふるさと」であること
- ・多様な資源を活かした復興の実現

◎津波被災地に共通の政策課題への対応方策(国直轄調査成果)

景観	復興まちづくりにおける景観・都市空間 形成の基本的考え方	都市構造、市街地整備、景観・デザイン に関するチェックポイントを整理
歴史 文化	歴史・文化資産を活かした復興まちづくり に関する基本的考え方	歴史・文化資産を活かしたまちづくり方 策を整理
公園緑地	東日本大震災からの復興に係る 公園緑地整備に関する技術的指針	防災機能を有する公園緑地の計画・設計 の考え方を整理
避難	津波避難を想定した避難路、避難施設 の配置及び避難誘導について	避難路・避難施設の配置、避難誘導等の 考え方を整理
医療福祉	東日本大震災の復興における都市政策と 健康・医療・福祉政策の連携及び コミュニティ形成に関するガイドライン	健康・医療・福祉政策と連携した土地利 用等の考え方を整理
再生資材	迅速な復旧・復興に資する再生資材の 宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方	災害廃棄物を盛土材料として利用する際 の留意点を整理

◎震災前に発表された主なガイドライン等

- ●防災
- ・津波対策推進マニュアル検討報告書
- ・津波避難ビル等に係るガイドライン
- ・災害時要援護者の避難支援ガイドライン

●暑額

- ・景観形成ガイドライン
- ・道路デザイン指針(案)
- ・無電柱化に係るガイドライン
- ・河川景観ガイドライン
- ・海岸景観形成ガイドライン
- ・港湾景観形成ガイドライン
- ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイド ライン etc

1

国の復興に係る基本方針等の概要

(1)『復興への提言~悲惨の中からの希望~』

■ 公表までの経緯

- ・平成23年4月14日 東日本大震災復興構想会議(第1回)が開催(内閣総理大臣から諮問)
- ・平成23年6月25日 「復興への提言~悲惨の中からの希望~」を内閣総理大臣に答申

■ 基本的な考え方

- ·「減災」の考え方に立ち、被災しても人命が失われないことを重要視
- ・構造物に頼る防御から「逃げる」ことを基本に防災教育などのソフト面の対策を重視
- ・高齢者や弱者にも配慮したコンパクトなまちづくり、くらしやすさや景観、環境、公共交通、省 エネルギー、防犯の各方面に配慮したまちづくり
- ・鉄道、幹線道路、公共公益施設、商業施設の移設・復旧等と連携した総合的な取組が必要

■ 復興構想7原則

|原則1|:失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則2:被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則3:被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則4:地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

|原則5|:被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の 復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6: 原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな 配慮をつくす。

原則7:今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

■ 復興に向けて示された主な施策

- ○地域における支えあい学びあう仕組み(保健・医療、介護・福祉の体制整備等)
- ○地域における文化の振興(伝統的文化・文化財の再生、復興を通じた文化の創造等)
- ○緊急雇用から雇用復興へ(産業振興による本格的雇用の創出等)
- ○地域経済活動の再生
- ○地域経済活動を支える基盤の強化(交通・物流、再生可能エネルギーの利用促進等)

(2)『東日本大震災からの復興の基本方針』

■ 公表までの経緯

- ・平成23年6月24日 東日本大震災復興基本法の公布・施行
- ・平成23年7月29日 同法に基づき、政府の東日本大震災復興対策本部で「東日本大震災からの 復興の基本方針」を決定(→国による復興のための取組の全体像を提示)

■ 基本的な考え方

- ・住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となって復興を担い、県は広域的な 施策を実施するとともに市町村の連絡調整、行政機能の補完等の役割を担う
- ・「復興構想7原則」にのっとり復興を推進
- ·「減災」の考え方に基づき災害に強い地域づくりを推進
- ・東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、新しい東北のすがたを創出
- ・東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を支援

『東日本大震災からの復興の基本方針』(続き)

■ 復興に向けて示された主な施策

- ○災害に強い地域づくり
 - →高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり(変化する宅地需要に段階的に対応)
 - →高齢者等に配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくり
 - →暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・ 安全等に配慮したまちづくり
 - →「逃げる」ことを前提に、「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進
- ○地域における暮らしの再生
 - →地域包括ケア体制の整備と地域拠点の安全な場所への集約化
 - →避難場所・災害時拠点となる学校等の防災機能強化
- ○地域経済活動の再生
 - →三陸復興国立公園(仮称)の整備検討、エコツーリズムの推進
 - →コミュニティ再生を支える地域に密着した生業の復元・支援
 - →道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの復旧
 - →再生可能エネルギーの利用促進
 - →環境先進地域の実現

(3) 『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告』

■ 公表までの経緯

- ・平成23年4月27日 中央防災会議において、専門調査会の設置が決定
- · 平成 23 年 6 月 26 日 中間とりまとめを発表
- ・平成23年9月28日 全12回にわたる審議を経て、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・ 津波対策に関する専門調査会報告」を公表

■ 基本的な考え方

- 津波対策を構築するにあたって今後2つのレベルの津波を想定
- ○発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2 レベル)
 - →生命を守ることを最優先し、住民の避難を軸に総合的な津波対策を確立
- ○発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(L1 レベル)
 - →人命保護、財産保護、経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設 等を整備

■ 復興に向けて示された主な施策

- ○円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり
 - →避難場所・津波避難ビル等の適切な選定及び整備
 - →避難車両の増加、信号滅灯などによる交通渋滞を考慮した避難路の整備
- ○地震・津波に強いまちづくり
 - →粘り強い海岸保全施設や多重防御としての交通インフラの活用等
 - →浸水リスクの低い場所での行政関連施設、避難場所、医療・福祉施設の建設
 - →津波災害が懸念される地域における土地利用制限・建築物構造規制の検討
- ○津波に対する防災意識の向上
 - →ハザードマップの充実
 - →徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発
 - →防災教育の実施と地域防災力の向上

2

国の主な各種技術指針(津波被災地に共通の政策課題への対応方策)の概要

(1)『復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方』

■ 目的

○機能性や事業性といった基本的諸元の検討のみならず、被災地を魅力に富んだ美しい地域として 復興させるため、良好な景観や都市空間形成を図る上で重要と考えられる事項を整理

■ 基本的事項

- ○自然環境への配慮と地場素材の活用
- ○歴史の継承と未来への伝達
- ○総合的な視点からの実践

■ 都市デザイン上のチェックポイント

【都市構造・土地利用】

- ○必要以上の市街地拡大を避ける
 - →必要以上の市街地拡大を避ける
- ○将来の低地部への回帰を避ける
 - →低地部の土地利用を曖昧にしない
 - →移転先を不便で味気ないまちとしない

【新しい市街地の整備】

- ○地形や自然環境への配慮を後回しにしない
 - →広大な単平面を避ける
 - →圧迫感のある法面・擁壁を避ける
 - →緑を分断しない
- ○親しみやすい街並み形成に向けて
 - →過度な直線街路や矩形街区を避ける
 - →街路の均質化を避ける
 - →街路と建物を別々に考えない
 - →画一的な工業素材のみで考えない
 - →「応急的な造成図」のまま検討を進めない

【従前地における市街地復興】

- ○土地の記憶を後世に伝える
 - →歴史ごと流失したとは考えない
 - →生活の記憶を埋没させない
- ○従前の課題を忘れない
 - →中心市街地の課題を忘れない
 - →景観上の課題を忘れない

【防災のデザイン】

- ○避難しやすい市街地形成を図る
 - →分かりにくい避難施設の配置を避ける
 - →非常時のみの施設としない
 - →避難路を閉塞させない
 - →悪条件への対応を忘れない
 - →段階的避難への配慮を忘れない
- ○防災施設の整備と一体的に取組む
 - →事業間連携を怠らない
 - →自然の持つ防災機能を軽視しない
- ○総合的取組により防災文化の定着を図る
 - →ハードのみで考えない

(2) 『歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方』

■ 目的

○「歴史・文化資産」の再生・活用に関する基本的な考え方及び具体的方策を提示

■ 歴史・文化資産を活かした復興まちづくりの意義

- ・誇りや愛着の持てる故郷を再生し、観光・交流による活力あるまちづくりを推進できる
- ・歴史・文化資産を読み解き、故郷の魅力を再発見できる
- ・歴史・文化資産の再生・活用により土地の記憶を継承できる

■ 基本的な方向性と実現のための具体的な方策

- ○歴史的建造物等を活かした復興まちづくり
 - →まだ失われていない重要な歴史的建造物を探す
 - →土木遺産が地域の産業において果たしてきた役割とその価値を明らかにする
 - →被災した歴史的建造物の修理を行う
 - →歴史的建造物等の修理に必要な工法、材料の調達、職人育成を図る
 - →大規模な基盤整備を行う場合曳き家等の手法を用いて基盤整備後の再建を図る
 - →地域住民等とともに歴史的建造物の活用を検討する
- ○基盤整備等における歴史・文化資産を活かした復興まちづくり

【従前市街地】

- →地域らしさを形成している歴史的な景観特性を解読し、景観の構成要素を把握する
- →大規模な基盤整備に伴う景観の変化を予測し比較検討する
- →海や川との関係性を継承する
- →重要な眺望点やランドマークを保全する
- →従前市街地の都市基盤の形状に配慮する
- →重要な道筋や路地を活かす
- →道路幅と建造物の高さの比率を継承する
- →まちなみに統一感を生み出す敷地の間口を継承する
- →建造物の形態・意匠や位置を継承する
- →土地の記憶を伝える(石碑等の保全)
- →基盤整備の境界部分のまちなみデザインに配慮する

【高台市街地】

- →地形や生業が作る地域らしい景観特性を把握する
- →主要な眺望点から見て、地形や景観への影響を予測し、比較検討する
- →景観構造を継承する
- →過去の津波被害における高台移転での歴史文化の継承実態を学ぶ
- →被害を受けた市街地や集落が育んできた土地の記憶を継承する
- →海と市街地・集落との関係を継承する

【祭礼等】

- →地域で育まれた無形の歴史・文化資産を発掘し、価値を明らかにする
- →祭礼や民俗芸能が持つ地域の求心力を認識し、継承する
- →祭礼・民俗芸能とまちの使い方やまちなみとの関係を把握し、復興整備において配慮する
- ○広域的な歴史・文化資産を活かした復興まちづくり
 - →土木遺産や産業遺産を広域的なつながりを伝える資産として把握し、再生・活用する
 - →土木遺産・産業遺産とその周辺の景観を一体的に再生・活用し、地域らしさを創出する
 - →広域的な地域単位で連携して、歴史的な街道沿い等に存在する歴史・文化資産を活用する
 - →歴史・文化資産の広域的な活用に向けて、横断的な連携体制を構築する

(3)『東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針』

■ 目的

- ○公園緑地の整備について津波からの復旧・復興や減災の取り組みの観点から総合的に整理
 - →津波被害を軽減する機能を発揮する公園緑地の計画・設計等に関する技術的知見を整理
 - →災害廃棄物の有効活用を行う際の技術的知見を整理

■ 基本的考え方

- ・地域の地形、自然資源等の特徴や景観の特性等を踏まえ、水と緑のネットワーク形成を考慮する ことが重要
- ・災害対応の機能のみでなく、平常時における公園緑地の機能面の必要性や将来の維持管理の負担 等に留意し、市街地や住宅地の位置や規模に対して適正な公園緑地の規模・配置の検証が重要
- ・地域の緑のネットワークに屋敷林を位置づけ再生を促進するなど、貴重な自然に保全・再生に配 慮することが必要
- ・初期の段階から有機的な緑地のネットワーク化により都市の生物多様性を確保するエコロジカル ネットワークの形成に配慮することが必要

■ 技術的指針として整理されている事項

- ○公園緑地の計画・設計等の考え方
 - →津波エネルギーの減衰効果を発揮する樹林地の考え方(幅、位置・形状)
 - →避難地となる公園の考え方(配置、施設)
 - →湛水機能を有する空地等の考え方(配置、規制手法)
 - →大規模公園等の広域防災拠点の考え方(配置)
 - →多重防御の一つとしての樹林帯(配置)
 - →植栽に関する考え方(樹種、基盤、構造、密度、管理)
- ○災害廃棄物の活用に関する考え方

(4)『津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について』

■ 目的

○津波からの避難等を想定した避難路や避難施設の配置及び避難誘導等の考え方を示し、自治体が 防災・避難計画や市街地の設計を検討する際の参考としてとりまとめたもの

■ 津波避難の考え方

→震災前及び震災後に出された各種指針等から津波避難の考え方を整理したもの

■ 避難路、避難施設の配置及び避難誘導について

【避難可能距離】

→実態に即した徒歩の避難速度で避難施設の配置を考える

【避難移動手段】

→原則徒歩とする中で、歩行困難者などが自動車で避難せざるを得ない場合と、安全かつ確実に 避難できる方策を考えることが必要

【避難場所と避難路】

- →避難距離を考慮した避難場所の配置をする
- →地形・安全性を考慮して避難場所の設置を考える
- →多重の避難場所を確保する
- →避難場所までの避難距離が少なくなるように配慮する
- →避難路の問題を考慮する

【避難誘導】

- →サイン標識、音声などによる誘導が避難時間を短くする
- →団体による避難誘導が被害を少なくする

(5)『東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン』

■ 目的

○都市政策と健康・医療・福祉政策とが連携することで、より高齢者等の人々が暮らしやすいまちづくりを進め、将来にわたって持続可能な都市や地域をつくっていく参考となる指針を提示

■ 本格復興時における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携

- ○都市全体の土地利用と整合した機能の配置
 - →コンパクトな市街地の形成を基本に健康・医療・福祉機能を効果的に配置する
 - →健康・医療・福祉機能の防災性を高める
 - →地域で安心して住み続けられるまちを形成する
- ○ハード・ソフト両面からの地域コミュニティの活性化
 - →コミュニティの継承に配慮する
 - →多様な世代が暮らせる住まいを用意する
 - →人々のたまり場づくりを行う
- ○安全快適な移動の確保
 - →公共交通を中心とした移動手段を確保する
 - →交通弱者に配慮した公共交通のルートを設定する
 - →多様な移動手段を活用する
 - →誰もが移動しやすい道路空間を整備する
 - →健康づくりや交流のための歩行者・自転車ネットワークをつくる
 - →快適に回遊できる拠点づくりを行う
 - →道路空間をバリアフリー化する

■ 仮設期から本格復興への移行

- ○仮設期の生活の充実
- ○被災者の個々の状況に応じたサポート
- ○仮設期における地域コミュニティの形成
- ○仮設期における試行と本格復興への接続

(6) 『迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え 方』

■ 目的

○災害廃棄物を宅地造成における土木資材として有効活用するため、宅地造成における盛土材料としての品質、宅地造成盛土の設計及び施工における留意事項を整理

■ 記載内容

- →がれきに含まれる資材のうち盛土材料として活用可能な資材の種類及び品質
- →設計の際の留意事項として、盛土の安定性や要求品質を満足しない盛土材料の改良方法等
- →施工の際の留意事項として、試験施工の項目及び方法、盛土材料の品質管理、施工に関する記録 管理等

3 岩手県の各種計画の概要

(1) 『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画』(平成23年8月11日)

■ 復興の目指す姿

『いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造』

- ○科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのグランドデザインを基にした 安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現
- ○「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続ける ことのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現
- ○「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことが できる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現
- ○地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な 資源や潜在的な可能性などの特性を活かした復興を実現
- ○人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現

■ 津波対策の方向性

【海岸保全施設】

→概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波の高さに対応した、湾口防波堤、防潮堤等の海岸保全 施設の整備

【まちづくり】

→住民との合意形成による安全な住環境整備、津波防災を考慮した土地利用計画づくり、と連動し た防災のまちづくり

【ソフト対策】

→誰もが余裕を持って安全に避難することができるよう、避難時間や避難距離を考慮した避難計画 の策定や、震災の経験や教訓を後世に語り継ぐための防災文化の醸成

■ 復興に向けた主な取組内容

【「安全」の確保】

- ○津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に 強い交通ネットワークを構築し、住民の安全を確保する。
 - ・防災のまちづくり→多重防災型まちづくりにより、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを進める。
 - →住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新し いまちづくりを進める。
 - ・交通ネットワーク→災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネット ワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える港湾や空港・鉄道の機能強 化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

【「暮らし」の再建】

- ○住宅の供給や仕事の確保など、地域住民それぞれの生活の再建を図る。
- ○医療・福祉・介護体制など、生命と心身の健康を守るシステムの再構築や教育環境の再構築、地域コミュニティ活動への支援などにより、地域の再建を図る。

【「なりわい」の再生】

- ○生産体制の構築、基盤整備、金融面や制度面の支援により、地域産業の再生を図る。
- ○地域の特色を活かした商品やサービスの創出や高付加価値化などの取組支援により地域経済の 活性化を図る。

■ 三陸創造プロジェクト

- ○『国際研究交流拠点形成』プロジェクト
- ○『さんりくエコタウン形成』プロジェクト
- ○『東日本大震災津波伝承まちづくり』プロジェクト
- ○『さんりく産業振興』プロジェクト
- ○『新たな交流による地域づくり』プロジェクト

(2) 『岩手県民計画』(平成21年12月)

■ 基本目標

いっしょに育む『希望郷いわて』

■ 岩手の未来をひらく3つの視点

「ゆたかさ」を育む 「つながり」を育む

「ひと」を育む

■ 主な政策

- ●「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現
 - ○多発する自然災害に対する防災力の強化や犯罪のないまちづくりの推進、食の安全の確保などに 取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や市民活動の促進、次代を担う青少年の育成、男 女共同参画の推進など、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現を目指す。
 - →地域防災力の強化
 - →安全・安心なまちづくりの推進
 - →多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化
- ●「環境王国いわて」の実現
 - ○全国有数の森林資源を有するなど、岩手の地域特性を踏まえた低炭素社会や、3Rを基調とした 循環型地域社会が形成されるとともに、良好な環境の保全や自然との共生の取組が活発に行われ、将来にわたって豊かさを実感できるよう、「環境王国いわて」の実現を目指す。
 - →地球温暖化対策の推進
 - →循環型地域社会の形成
 - →多様で豊かな環境の保全
- ●「いわてを支える基盤」の実現
 - ○人口減少・少子高齢化が進行し、投資余力も限られる中で、社会資本の整備、利活用を効果的に 進めるとともに、持続可能な公共交通体系の構築や、県民だれもがその恩恵を同じように享受で きる情報通信基盤の整備など、「いわてを支える基盤」の実現を目指す。
 - →産業を支える社会資本の整備
 - →安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備
 - →豊かで快適な環境を創造する基盤づくり
 - →社会資本の維持管理と担い手の育成・確保
 - →公共交通の維持・確保と利用促進
 - →情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

■ 県北・沿岸圏域及び過疎地域等の振興

- ○優れた地域資源を活かした産業振興を図り、地域経済の基盤を強化するとともに、道路、港湾、 農林水産業の生産基盤など、産業を支える社会資本の整備を進める
- ○三陸沿岸が持つ「海」の優れた資源や研究機関等の集積を生かし、水産資源、海洋バイオ、海洋 エネルギーなどを含む総合的な海洋産業の振興を図るとともに、地域固有の食文化を活かしたブ ランドの構築や森・川・海を活かした体験型観光の展開、環境にやさしい地場産業などの育成を 図る。
- ○地域医療の確保をはじめとした安心・安全な生活を確保するための環境整備を進める。
- ○生活交通・医療・教育の確保や産業振興策への支援などを引き続き推進する。

(3) 『岩手県景観計画』(平成22年10月15日制定、平成23年9月13日変更)

■ 景観景観区域

○岩手県全域(盛岡市(中核市)及び景観行政団体となった市町村の区域を除く) ※重点地域→岩手山麓・八幡平周辺

■ 基本となる目標像

- ○自然との共生
- ○活力と潤いのあるいきいきとした生活環境
- ○歴史と文化の継承

■ 地域別の目標像

【沿岸(漁村)景観を有する地区】

- ○広々とした太平洋と、岩手に特有なリアス式の海岸美等の優れた景観をしっかりと保全するとと もに、海での生活の営みを感じられる景観の形成を目指す。
 - →変化に富み、入り組んだ海岸線を持つ南三陸のリアス式海岸(沈降性海岸)と、断崖が続く北 三陸の雄大な隆起性海岸は、その大部分が国立公園に指定され、日本を代表する景観として、 有数の観光地となっており、地域ごとに継承された特色のある海との生活が生み出す素朴な姿 を随所で見ることができる。
 - →ほとんどの地域が、国立公園に隣接するという地理条件から、公園の入り口として自然との調和を図りながら、漁業を営む人たちが、海と共生する力強い営みを感じられる景観の形成が重要。

【昔ながらの市街地景観を有する地区】

○地域の生活の歴史を形に残したまち並みの姿を大切にしながら、そこに住み、まち並みを守り育 てていく人々の暮らしが見える景観の形成を目指す。

【新市街地景観を有する地区】

○新しい街としての活力を感じさせながらも、全国共通で見られる画一的なまち並みではなく、背後に垣間見ることのできる山並み等、豊かな自然等の周辺の景観と調和した、岩手らしさを持った新市街地景観の形成を目指す。

【ニュータウン等の住宅地景観を主に有する地区】

○それぞれの住宅が、個性を保ちつつも、周辺の景観と調和した、活力と潤いのある生活空間としての景観形成を目指す。



4 参考にすべき技術指針・ガイドライン等一覧

(1)「三陸に住み続ける」ために参考にすべき資料

NO	名称	発行者・発表元	発行日 発表日	参考にすべき事項
1	復興への提言〜悲惨のなか の希望〜	東日本大震災復興構想会議	H23. 6	・防災ではなく『減災』を重視(逃げることが基本)・コンパクトなまちづくり、景観等に配慮したまちづくり
2	東日本大震災からの復興の 基本方針	東日本大震災復興対 策本部(復興庁)	H23. 8	・復興を支援する仕組み…復興特区制度等
3	東日本大震災からの復興の 基本方針	東日本大震災復興対 策本部	H23. 8	・復興期間を 10 年と設定 ・多重防御による津波防災まちづくりの推進
4	安全で安心して暮せるまち づくりの推進方策	社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風 土分科会 都市計画 部会 安全・安心ま ちづくり小委員会	H23. 2	■行政、地域、企業・住民のリスク情報の共有と連携・リスク情報の明確化・周知・リスク情報を活用した都市の将来像検討■リスク情報を踏まえた土地利用の工夫・将来像を踏まえた都市構造への誘導・地域力による安全性向上
5	津波被災地における民間復 興活動の円滑な誘導・促進 のための土地利用調整のガ イドライン	東日本大震災復興対 策本部事務局・農林 水産省・国土交通省	H23. 7	・先行的に開発を集約的に誘導・促進するエリア設定の考え方 ・誘導促進エリアが既存の土地利用計画に適合しない場合における土地利用調整の考え方
6	学校の復興とまちづくり-3 省連携による復興支援-	文部科学省、農林水 産省、国土交通省	H23. 12	・学校施設と公益施設の複合化の例
7	歴史・文化資産を活かした 復興まちづくりに関する基 本的考え方	国土交通省都市局	H24. 4	■歴史・文化資産の再生・活用に関する基本的な考え方・基盤整備等(高台移転等)における歴史・文化遺産を活かした復興まちづくり・広域的な歴史・文化遺産を活かした復興まちづくり ■具体的な再生・活用方策・県内外の具体的な再生・活用事例
8	復興まちづくりにおける景 観・都市空間形成の基本的 考え方	国土交通省都市局	H24. 4	■景観・都市空間形成の基本的事項 ・復興の初期段階から配慮することで、高い 効果が見込まれる事項 ■都市デザイン上のチェックポイント ・都市デザイン面から検討する際の避けることが望ましい一般的事項
9	東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・ 福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン	国土交通省		・中心市街地や地域拠点の形成 ・住宅地や交通ネットワークの整備 ・具体的な施設配置に向けた事業計画
10	岩手県東日本大震災津波復 興計画 復興基本計画〜い のちを守り、海と大地と共 に生きるふるさと岩手・三 陸の創造〜	岩手県	H23. 8	・安全で安心な防災都市・地域づくり ・暮らし続けられる「ふるさと」であること ・多様な資源を活かした復興の実現

(2)「記憶を継承する」ために参考にすべき資料

NO	名称	発行者・発表元	発行日 発表日	参考にすべき事項
1	防災のための図記号に関す る調査検討委員会報告書	総務省消防庁	H17. 3	・津波避難標識の設置と利用方法
2	津波避難ビル等に係るガイ ドライン	津波避難ビル等に係 るガイドライン検討 会(内閣府政策統括 官・防災担当)	H17. 6	・津波避難ビル等の要件及び留意点 ・新規整備にあたっての留意点 ・利用・運営に係る留意点、周知・普及・啓 発等
3	災害時要援護者の避難支援 ガイドライン改訂版	災害時要援護者の避 難対策に関する検討 会(内閣府)	H18. 3	・情報伝達体制の整備 ・災害時要援護者情報の共有 ・避難支援計画 ・避難書における支援 ・関係者間の連携
4	自主防災組織の手引〜コミ ュニティと安心・安全なま ちづくり改訂版	総務省消防庁	H23. 3	・安全·安心な地域づくり ・地域防災力の向上 ・地域安心安全ステーションの推進 ・防災活動
5	港湾における総合的な津波 対策のあり方(中間とりま とめ)	国土交通省交通政策 審議会港湾分科会 防災部会	H23. 7	・対象津波の設定と背後地の防護のあり方 ・背後地への浸水を前提とした避難対策の充 実 ・施設の計画・設計における防護目標の確立
6	災害に強い国土づくりへの 提言	国土審議会政策部会 防災国土づくり委員 会	H23. 7	・広域交通基盤の効率的・効果的な整備等による代替性・多重性の確保 ・地域の構想・計画や地域の状況を踏まえた地域交通ネットワークの復興
7	東日本大震災の被害を踏ま えた学校施設の整備につい て_緊急提言(概要)	東日本大震災の被害 を踏まえた学校施設 の整備に関する検討 会(文部科学省)	H23. 7	・教育機能のみならず、あらかじめ避難場所 として必要な諸機能を備えておくという発 想の転換が必要
8	東日本大震災からの復興に 係る公園緑地整備に関する 技術的指針	国土交通省都市局公 園緑地·景観課	H24. 3	■津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備・津波防災に資する公園緑地に求められる機能・公園緑地の計画・設計における検討事項■公園緑地の整備における災害廃棄物の活用
9	歴史・文化資産を活かした 復興まちづくりに関する基 本的考え方	国土交通省都市局	H24. 4	■歴史・文化資産の再生・活用に関する基本的な考え方 ・基盤整備等(高台移転等)における歴史・文化遺産を活かした復興まちづくり・広域的な歴史・文化遺産を活かした復興まちづくり ■具体的な再生・活用方策・県内外の具体的な再生・活用事例
10	復興まちづくりにおける景 観・都市空間形成の基本的 考え方	国土交通省都市局	H24. 4	■景観・都市空間形成の基本的事項 ・復興の初期段階から配慮することで、高い効果が見込まれる事項 ■都市デザイン上のチェックポイント ・都市デザイン面から検討する際の避けることが望ましい一般的事項
11	平成 23 年度津波避難を想 定した避難路、避難施設の 配置及び避難誘導について	国土交通省都市局街 路交通施設課	H24. 4	·避難可能距離 ·避難移動手段 ·避難誘導
12	巨大地震と大津波から国民 の生命と国土を護るための 基本方針	土木学会・電気学会 ICT を活用した耐災 施策に関する総合調 査団	H23. 7	・安全・安心に向けた「耐災施策」の導入 ※耐震: 防災と減災という二段階の概念

(3)「魅力を守り続ける」ために参考にすべき資料

NO	名称	発行者・発表元	発行日 発表日	参考にすべき事項
1	官庁営繕事業における景観 形成ガイドライン (2004/05/24)	国土交通省	H16. 5	・官庁営繕部の技術基準等を踏まえた項目ご との周辺のまちなみや自然の景観への配慮 例
2	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局	H17. 3	・港湾景観の形成の留意点等 ・港湾景観の現状評価 ・港湾景観の形成方策 ・景観形成の体制
3	住宅・建築物等整備事業に 係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	H17. 3	・良好な景観形成を図るための事業の進め方 ・景観配慮事項 ・連携の想定される関係部局・組織等 ・活用の想定される規制誘導制度
4	道路デザイン指針	国土交通省道路局	H17. 3	・構想・計画、設計・施工、管理時までの各 段階での基本的な考え方
5	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局· 港湾局/農林水産省 農村振興局·水産庁	H18. 1	■海岸景観の捉え方や検討する際の評価の柱 ・海岸と生活との関わりの見直し ・海岸の潜在的な魅力や課題の発見 ■検討の進め方や景観配慮事項、検討体制 ・調査段階から計画、設計、施工に至る各段 階に配慮すべき事項とその考え方 ・景観形成に向けた取り組み・検討体制
6	砂防関係事業における景観 形成ガイドライン	国土交通省河川局	H19. 2	・景観形成の基本理念・防災機能の確保・地域の個性尊重・時間軸の考慮・施設の要求性能・施設の機能美・周辺環境との調和・景観形成の進め方・計画段階から管理段階における実施・配慮項目
7	河川景観ガイドライン	国土交通省水管理· 国土保全局	H20. 10	■良好な河川景観の形成や保全を図るための 仕組み ・流域における連携 ・景観形成におけるパートナーシップ ・景観形成における合意形成 ・景観保全の仕組みづくり ■河川景観の調査、計画や設計の手法
8	無電中化に係るガイドライン	国土交通省道路局	H21	・無電柱化の対象 ・無電柱化の進め方 ・整備手法等
9	景観形成ガイドライン_都 市整備に関する事業	国土交通省都市·地 域整備局	H23. 6	■都市景観形成にあたっての基本的考え方 ・景観形成にあたり把握すべき事項 ・事業の流れと景観形成 ・景観形成のための体制構築 ■都市整備な関する事業における景観形成の 進め方 ・個別事業独自の特記事項等
10	東日本大震災からの復興に 係る公園緑地整備に関する 技術的指針	国土交通省都市局公 園緑地·景観課	H24. 3	■津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備 ・津波防災に資する公園緑地に求められる機能 ・公園緑地の計画・設計における検討事項 ■公園緑地の整備における災害廃棄物の活用

NO	名称	発行者・発表元	発行日 発表日	参考にすべき事項
11	歴史・文化資産を活かした 復興まちづくりに関する基 本的考え方	国土交通省都市局	H24. 4	■歴史・文化資産の再生・活用に関する基本的な考え方・基盤整備等(高台移転等)における歴史・文化遺産を活かした復興まちづくり・広域的な歴史・文化遺産を活かした復興まちづくり ■具体的な再生・活用方策・県内外の具体的な再生・活用事例
12	復興まちづくりにおける景 観・都市空間形成の基本的 考え方	国土交通省都市局	H24. 4	■景観・都市空間形成の基本的事項 ・復興の初期段階から配慮することで、高い 効果が見込まれる事項 ■都市デザイン上のチェックポイント ・都市デザイン面から検討する際の避けることが望ましい一般的事項
13	新・いわて景観ビジョン	岩手県	H21. 3	■新たな4アクション ・優れた景観の「保全」 ・埋もれていた景観資産の「発見」 ・景観を阻害している要素に対する「改善」 ・身近な景観の向上の積み上げによる優れた 価値の「創造」
14	岩手県景観計画	岩手県	H23. 9	・沿岸(漁村)景観を有する地区 ・昔ながらの市街地景観を有する地区 ・新市街地景観を有する地区 ・ニュータウン等の住宅地景観を主に有する 地区
15	東日本大震災被災地域の復興に向けて 一復興の目標と7つの原則 (第二次提言)—	日本学術会議 東日本大震災対策委員会 被災地域の復興グランド・デザイン分科 会	H23. 9	・流域圏として一体的にとらえる「奥行きと 幅」のある計画の考え方